

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	道路占用料の徴収		
根拠法令 及び条項	道路法第39条 蓮田市道路占用料徴収条例		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 1 道路法第32条に規定する道路占用許可により道路占用料の納付義務を課することができる。 2 蓮田市道路占用料徴収条例第3条に基づき、占用料を算出する。 3 蓮田市道路占用料徴収条例第5条に基づき、占用料を徴収する。 4 蓮田市道路占用料徴収条例の定めにより、占用料を減免又は免除することができる。		
処分基準 設定年月日	平成6年10月1日	処分基準 最終変更年月日	令和6年3月27日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。